

『学習システム研究』, *Theory and Research for Developing Learning Systems* 投稿要領

【編集規定】

1. 『学習システム研究』および *Theory and Research for Developing Learning Systems* (以下, *TRDLS*) は, 学習システム促進研究センターの機関誌であり, 毎年定期的に発行する。
2. 『学習システム研究』および *TRDLS* は, 学習システムに関する研究論文にあてる。
3. 『学習システム研究』および *TRDLS* は, 原著論文の他, 研究ノート, 書評, その他学習システム促進研究センターの研究活動(シンポジウム等)に関連する記事を掲載する。ただし, 編集委員会が依頼する場合を除く。
4. 論文の執筆は, 所定の投稿・執筆要項による。また, 投稿・執筆要項は, 学習システム促進研究センターのウェブサイト上に掲載されている最新ものを確認の上, 原稿を執筆すること。
5. 『学習システム研究』および *TRDLS* に論文を掲載しようとする者は, 所定の投稿要領に従い編集委員会宛てに送付するものとする。なお, 原稿の提出期限は毎年, 10月31日とする。
6. 論文の掲載採否は, 複数の審査員による精密な審査を経て, 編集委員会で審議し決定する。
7. 編集委員会は, 掲載予定の原稿について, 執筆者との協議を通じて, 内容の変更を求めることができる。
8. 編集委員会に提出された研究論文, その他の電子媒体等は, 原則として返却しない。
9. 執筆者による校正は初校までとする。その際, 修正は原則として認められない。
10. 編集に関する事務は, 編集委員会が行う。

【投稿要領】

1. 論文は未発表のものに限る。但し, 学習システム促進研究センター関連のシンポジウム, 口頭発表, ポスター発表の場合はこの限りではない。なお, 投稿する論文と著しく重複する内容の論文を他の学会その他の機関誌や刊行物に投稿している場合は, 本誌の掲載が決定した時点で他の機関誌その他への掲載を辞退しなければならない。また, 他の機関誌その他での掲載が決定した場合には, 本誌への掲載を辞退しなければならない。
2. 提出原稿は A4 判 (縦) とし, 原稿の第 1 頁には, 表題, 著者名, 所属機関, 邦文摘要 (1000 字以内) およびキーワード (3 個以上 5 個以内) を入れることとし, 本文は 2 頁目から書き始めること。なお, 英文摘要と *TRDLS* に関しては, 学習システム促進研究センターの方で翻訳を行う。
3. 原稿の体裁は, A4 判, 横書き, 横 20 字×縦 40 行×2 段 (1 頁 1,600 字) に準ずること。但し, 図表は 1 段にしてもよい。
4. 原稿の枚数は, 編集委員会において特に枚数を指定するもの以外, 研究論文は 12 頁程度とし, 最大 20 頁以内とする (ただし, 図表等を含む)。
5. 最終行に著者名と所属を入れる。
6. 学習指導案もしくは図表等に使用する文字については, 8 ポイントのサイズを最小限とする。

7. 図表・写真については、以下に示すように出典を図表等の右下に記載する。
記載例：*筆者作成。 *学習指導要領（資料名，文献など）より筆者作成。
*岡田・福井（2016，図 1）をもとに筆者一部加筆。 *渡邊（2015）より引用。
*2015年11月21日筆者撮影。（写真の場合のみ）
8. 記述は簡潔かつ明瞭にし，常用漢字，現代仮名遣いによる。数字は算用数字を用いる。また，固有名詞以外の外国語は，できる限り訳語を用い，必要な場合は初出の際のみ原綴を付す。
9. 引用文献は，本文中の該当箇所に，以下の例に示すように記載する。

記載例：（池野，1999）又は（池野，1999，p.61）

10. 論文末尾の記載事項については，以下の例に示す。

日本語文献：

単著本：著者（発行西暦）『書名』出版社。

池野範男（2001）『近代ドイツ歴史カリキュラム理論成立史研究』風間書房。

編著本：著者(発行西暦)「題名」編著者『書名』出版社，掲載ページ。

秋田喜代美（2000）「教師の信念」日本教育工学会編『教育工学事典』実教出版，pp.194-197。

雑誌：著者（発行西暦）「論文名」『誌名』巻（号），掲載ページ。

大坂遊・岡橋秀典・草原和博（2015）「地理学者がおこなう「真正な実践」の解明—地理教師による教材研究のための地理学論文の読み解きに示唆するもの—」『学習システム研究』（2），pp.79-94。

外国語文献：

単著：著者(発行西暦)書名，出版社。

Bishop, K. & Denley, P. (2007) *Learning Science Teaching: Development a Professional Knowledge Base*, Open University Press.

編著本：著者(発行西暦) 題名. In 編著者, 書名(掲載ページ), 出版社.

Morrow, K. (1977) Authentic texts and ESP. In S. Holden (Ed.) , *English for specific purposes* (pp.13-17), Modern English Publications.

雑誌：著者(発行西暦)論文名. 誌名, 巻(号), 掲載ページ.

Barnett, E. & Friedrichsen, P. J. (2015) Educative Mentoring: How a Mentor Supported Preservice Biology Teacher's Pedagogical Content Knowledge Development. *Journal of Science Teacher Education*, 26(7), pp.647-688.

邦訳文献：原著著者（日本語訳者）（発行西暦）『書名』出版社。（原著のタイトルがわかる場合は，原著の情報を記載）

フリック，U.（小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子訳）（2002）『質的研究法入門：<人間の科学>のための方法論』春秋社。（Flick, U. (1995) *Qualitative Forschung*. Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH.）

11. ウェブサイトの内容を閲覧，もしくはダウンロードした資料を，本文中で参照・利用した場合には，閲覧ページの URL（閲覧日もしくは検索日）を示す。

掲載例(注や図表の右下に記載する場合)：～(ウェブサイト名，URL(閲覧日/検索日))。

5)RIDLS の目標は，4 点ある(学習システム促進研究センター，<http://ridls.jp/> (2015 年 3 月 31 日閲覧))。

*文部科学省ウェブサイトより筆者作成(文部科学省，<http://www.mext.go.jp/> (2015 年 3 月 1 日検索))。

12. 原稿の投稿に際しては，以下に示すいずれかの方法で提出すること。

(1)郵送等での提出

紙媒体(1 部)，原稿送付状(1 部)，原稿並びに送付状を記録した電子記録媒体(CD や USB 等)を，編集委員会宛てに郵送すること。

〒739-8524 広島県東広島市鏡山一丁目 1 番 1 号 広島大学大学院教育学研究科
学習システム促進研究センター編集委員会 【TEL】 082-424-6800

(2)電子メール等での提出

原稿および原稿送付状の電子媒体(Word 等)を，編集員委員会宛て(ridls@hiroshima-u.ac.jp)に送付すること。なお電子媒体の容量が大きい場合には，宅ファイル等を適宜使用すること。またメールの件名は「学習システム研究投稿：投稿者名，大学名」とすること。

*なお原稿送付状は本センターのウェブサイト上(URL)から入手することができる。

【著作権規定】

1. 著作権の帰属

- (1) 学習システム研究の論文の著作権は，原則として本センターに帰属する。
- (2) 特別な事情により前項の原則が適用できない場合は，著者と本センターとの間で協議の上措置する。

2. 著作権の本学会への移転帰属による運用効果および運営上の措置等

- (1) 論文の著作権は本センターに帰属するが，著作者人格権は著者に帰属する。ただし，著者が著者自身の論文を複製・翻訳等の形で利用することに対し，本センターはこれに異議を申し立てもしくは妨げることはしない。この場合，著者は利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
- (2) 本センターは論文の複製を行うことができる。ただし，この場合，関係する著者にその旨了解を得る。
- (3) 第三者から論文の複製あるいは翻訳等の許諾要請があった場合，本センターにおいて審議し，適当と認めたものについて要望に応じることができる。ただし，この場合関係する著者にその旨了解を得る。
- (4) 前項の措置によって，第三者から本センターに対価の支払いがあった場合には，関係する著者に報告のうえ，本センター会計に繰り入れ，その活動に有効に利用する。

3. 著作権侵害等に関する注意事項

- (1) 執筆に当たっては他人の著作権を侵害したり、名誉毀損、その他問題を生じさせたりしないよう十分に配慮すること。
- (2) 著者は公表された著作物を引用することができる。引用した場合はその出典を明示すること。
- (3) 万一、投稿規定ならびに原稿執筆要領によって執筆された論文が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

注) 1の(2)における特別な事情としては次のような例を想定する。

- ・ 依頼論文等であって、その内容が著者個人ではなく著者の所属する法人等にかかわるもので、著作権の本センターの移転帰属に関し当該法人等の了解が得られない場合。
- ・ シンポジウム記事や特別講演記事などで著者の了解が得られない場合。

付 最終改訂日：2016年10月18日 改訂

[編集委員会]

- 委員長 池野 範 男 (インキュベーション研究拠点・リーダー)
委員 小山 正 孝 (広島大学大学院教育学研究科・研究科長)
湯澤 正 通 (基礎研究ユニット・リーダー)
木原 成一郎 (比較研究ユニット・リーダー)
山元 隆 春 (開発研究ユニット・リーダー)
磯崎 哲 夫 (人材育成研究ユニット・リーダー)
北林 俊 (学習システム促進研究センター事務局)
阪上 弘 彬 (学習システム促進研究センター事務局)
草原 聡 美 (学習システム促進研究センター事務局)